

我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0

AI社会実装アーキテクチャー検討会 中間報告書

2021年5月

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

アジェンダ：AIガバナンスの在り方の検討

関連箇所：1.

- **AI社会原則**の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AIの社会受容の向上に資する規制、標準化、ガイドライン、監査等、我が国の**AIガバナンス**の在り方を検討する。【CSTI・総・経】（統合イノベーション戦略2020、AI戦略2019フォローアップ）

AI社会原則 = 人間中心のAI社会原則（2019年3月決定）

- 基本理念

人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）

多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）

持続性ある社会（Sustainability）

- AI社会原則

(1)人間中心の原則、(2)教育・リテラシーの原則、(3)プライバシー確保の原則、(4)セキュリティ確保の原則、(5)公正競争確保の原則、(6)公平性、説明責任及び透明性の原則、(7)イノベーションの原則

AIガバナンス（経産省の検討会で用いた定義）

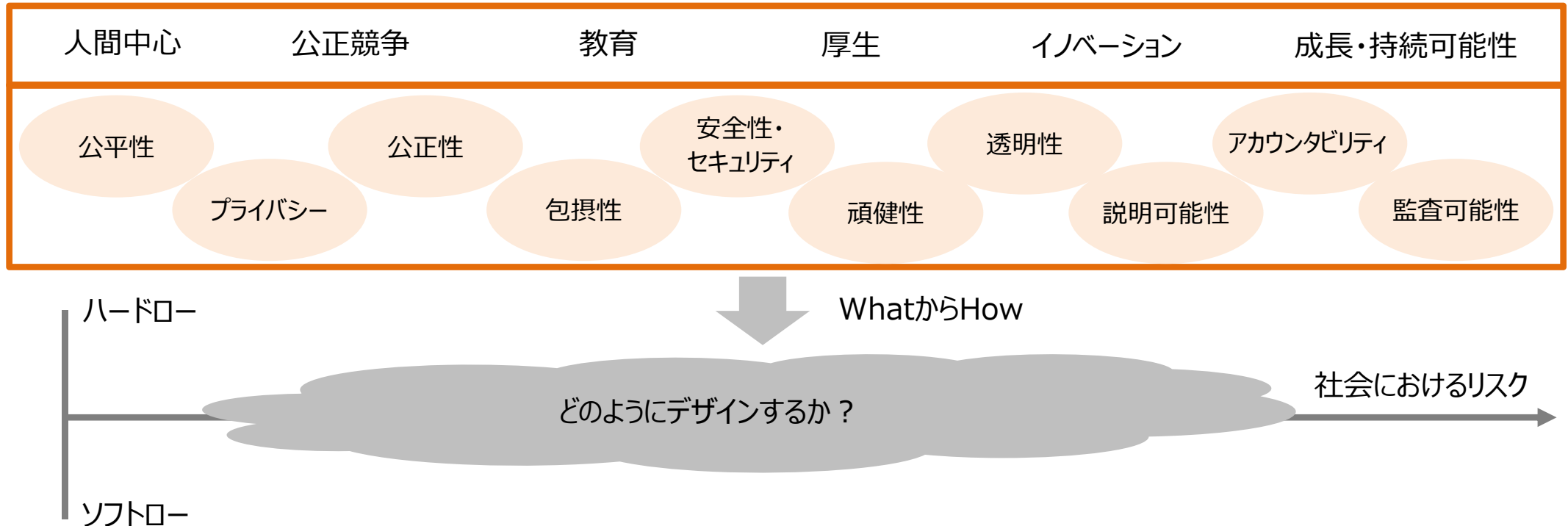
- AIの利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクトを最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計及び運用。

国内外の動向：AI原則 → AI原則の実装

関連箇所：2. A

- AI原則の議論は、日本の『人間中心のAI社会原則』、欧州の専門家グループの『AI倫理ガイドライン』等を経て、複数国が合意したOECD AI勧告とG20 AI原則で一区切り。
- AI原則については概ねコンセンサスが形成されつつあるところ、テーマはAI原則から、AI原則を社会で実現するためのガバナンスの議論に移行している。

AI原則の例



- リスクベース・アプローチ*が、国際的に広く共有されている。*規制の程度をリスクの大きさに対応させるべきという考え方。
- 他方で、具体的なリスク評価や分類については、国・地域、ステークホルダー間で、必ずしも共有されているとはいえない状況にある。

リスクベース・アプローチ

- EU：新しい規制の枠組みは、目的達成に効果的であると同時に過度に詳細な要件を定めるべきではないから、「欧州委員会は、リスクベース・アプローチにしたがうべきである」
- 米国：規制導入にあたっては、潜在的な利益も考慮しつつ、受容できるリスクと受容できないリスクを見極めるリスクベース・アプローチで対応すべきであるという立場であって、予見される全てのリスクを緩和する必要はないとも考えており、詳細な要件を定める規制に否定的である。
- 日米財界人会議：「この分野における両国政府のいかなる取組も、既存のルールや規制に留意すべきであるほか、AIガバナンスにリスクベースのアプローチを採用・・・すべきである」

リスクの評価等の例

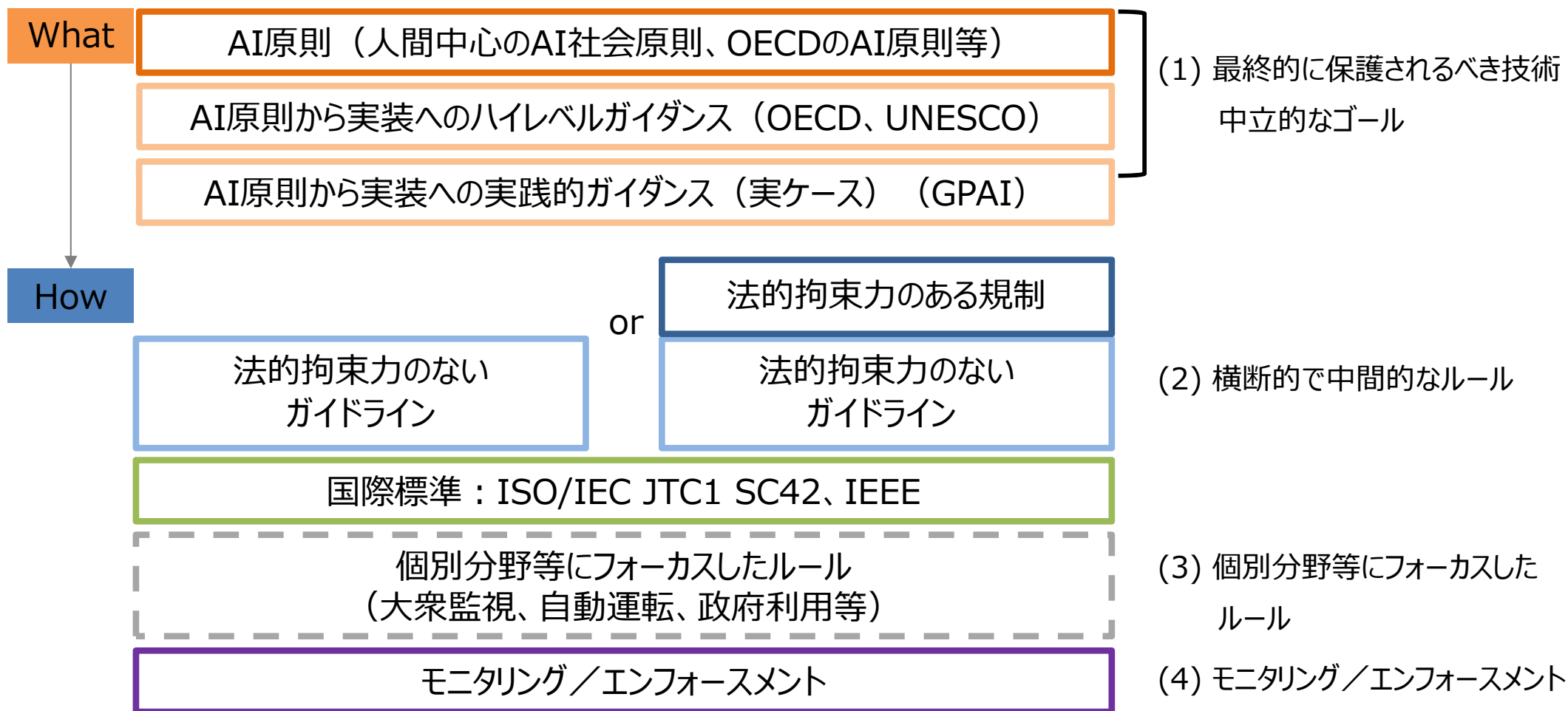
- リスクレベルの設定数：バイナリーアプローチと多段階アプローチがある。
- 用途に応じた分類の提案：社会的リスクと物理的リスクに分類し、前者に対して新たな立法の必要性に言及。

国内外の動向：AIガバナンスの構造

関連箇所：2. D, E

- ガバナンス・イノベーション報告書*が提示するSociety5.0時代のガバナンスの全体構造を記述するためのユニバーサルなフレームワークを参考にして、AIガバナンスの全体像をレイヤー構造化。
- AIガバナンスの議論では、国際的&レイヤー間の協調が重要。

*「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書（2020年7月13日）



- 社会のスピードや複雑さに法が追いつけない問題を克服するために、規制を、細かな行為義務を示すルールベースから、最終的に達成されるべき価値を示すゴールベースにする。ゴールベースの規制において生じる、規制とオペレーションとの間にギャップを克服するためには、ゴールを達成するために参照できる非拘束的な中間的ガイドラインや標準を策定することが重要である。*

*「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書（2020年7月13日）

GOVERNANCE INNOVATION

Society5.0の実現に向けた
法とアーキテクチャのリ・デザイン



Ver.1.1 JP

人間中心のAI社会原則：政府と企業が共有するゴール



ゴールに向けた取り組み

このギャップを埋めるガイドラインが求められている。

各企業の自主的取り組み（AIポリシー、組織ガバナンス等）

- 産業界：基本的にソフトローを選好。AI原則と企業の取り組みのギャップを埋める中間的なガイドラインが必要。ハードローの場合は、慎重な対応を要求。
- 消費者：事業者の適切な対応に期待しつつ、リテラシーを向上させ、AIを賢く使おうとする方向。

産業界の意見

- AI応用に対してソフトローを含む何らかの規制が必要であるという方向性については、産業界全体で概ね一致。
- 多くの産業団体や企業は、ソフトローには概ね賛同している。
- ハイリスク応用への規制導入については、理論的には賛成するものの、規制対象を慎重に特定すべき。
- AI原則と企業の取り組みのギャップを埋める中間的なガイドラインが必要。他方で、チェックリスト化は避けるべき。
- 企業間取引における共通認識の形成が重要。AIシステムの開発や運用が1社で閉じることは少ない。そのため、AIシステムの開発や運用のプロセスに関して、複数企業間で認識を共有することが求められている。
- BtoB企業とBtoC企業の違いに配慮すべき。これらを区別しないone-size-fits-allのガイダンスは望ましくない。
- 知的財産への配慮が必要。

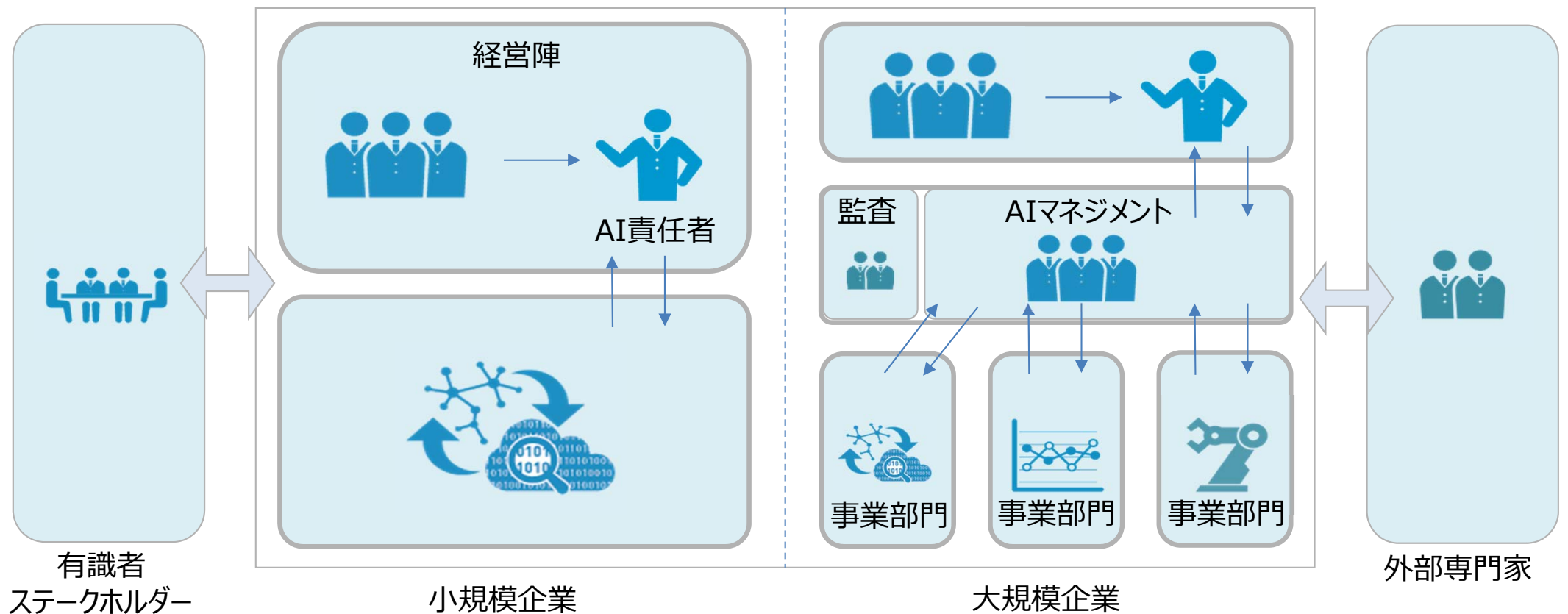
消費者の見方

- AIについて十分に理解できていない可能性あり。AIに対する漠然とした不安も感じている。
- 他方で、「医療・介護」「自動翻訳」など、サービスの普及が想像しやすい分野では比較的期待値が高い。

我が国のAIガバナンスの在り方

関連箇所：3. D

- ゴールベースのガバナンスの支援のため、法的拘束力のない企業ガバナンス・ガイドラインを作成。
 - AI原則を解説しているガイドラインを活用しつつ、企業ガバナンスに融合しやすいガイドラインを作成。
- これまで同様、国際標準の議論をリードする。
- 現時点では、法的拘束力のある横断的な規制は不要。
- 個別分野については、ITではなく、業法の観点からの関わりの方が望ましい場合あり。



- 非拘束の中間的なガイドラインを利用するインセンティブの確保
- 政府のAI利活用に対するガイダンスの導入
- 他国のガバナンスとの調和 / 政策と標準の連携（GPAI、OECD、UNESCO、日EUのAI共同委員会、CEN/CENELECとの連携など）
- モニタリングとエンフォースメント（ガイドラインの利用状況把握から始める）

パブリックコメント: マルチステークホルダーのインプットが必須。AIガバナンスの議論は始まったばかり。

GOVERNANCE INNOVATION

Society5.0の実現に向けた
法とアーキテクチャのリ・デザイン



技術やビジネスモデルの変化に一層、柔軟に適応することができるというゴールベースの規制の長所を維持しつつ、上述のようなオペレーションのギャップを克服するためには、**ゴールを達成するために参照できる非拘束的なガイドラインや標準を策定**することが重要であると考えられる。これによって、被規制者にとっての予見可能性を高め、とりわけコンプライアンスに十分な予算を単独では確保することが難しい中小企業等にとって、法目的の達成が容易になることが考えられる。

...

このようなガイドラインや標準の意義を考えると、その形式的な策定主体が政府であれ、民間団体等であれ、実質的には、サイバー空間とフィジカル空間を融合したアーキテクチャを設計・管理している**企業を中心に、利用者・企業・技術者・アカデミア・法律や監査の専門家といった幅広いステークホルダーによって議論されるべきである。**（強調追加）（5.1.2から引用）

AI社会実装アーキテチャー検討会の委員

関連箇所：5.

渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授 (座長)
青島 武伸	パナソニック株式会社 イノベーション推進部門 テクノロジー本部 デジタル・AI技術センター データアナリシス部 部長
雨宮 俊一	株式会社NTTデータ技術開発本部 本部長
生貝 直人	東洋大学経済学部総合政策学科 准教授
上野山 勝也	株式会社PKSHA Technology 代表取締役
川上 登福	株式会社経営共創基盤 共同経営者 マネージングディレクター 一般社団法人日本ディープラーニング協会 理事
齊藤 友紀	法律事務所 LAB-01 弁護士
角田 美穂子	一橋大学大学院法学研究科 教授
田丸 健三郎	日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員 ナショナル テクノロジー オフィサー
土屋 嘉寛	東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部 部長
原 聡	大阪大学 産業科学研究所 准教授
福岡 真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士
宮村 和谷	PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
山本 龍彦	慶應義塾大学法務研究科 教授